６　国土強靱化の推進、交通ネットワークの整備・維持及び持続可能な観光立国の実現に向けた提言

我が国では、近年、気候変動の影響等により自然災害が激甚化・頻発化しており、極めて甚大な被害が生じている。また、令和６年能登半島地震においては、半島という地理的条件による課題が浮き彫りとなったことを踏まえ、第１次国土強靱化実施中期計画では、「半島防災・強靱化」を推進するなど、半島・離島等の条件不利地域における対策を強化することなどが明記された。

こうした中、大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、サプライチェーンの確保など経済活動を含む社会の重要な機能を維持するために、防災・減災、国土強靱化の取組は、一層重要となっており、地域の実情に応じたハード・ソフト両面からのきめ細かな対策の推進が急務となっている。

また、全国で下水道管の破損等に起因する道路陥没が発生しており、令和７年１月に埼玉県八潮市で発生した事故では長期に亘り、国民生活に甚大な影響を及ぼしている。下水道施設に限らず、全国のインフラ施設について、今後 20 年で建設後 50 年以上経過する割合が加速度的に高くなることが示されるなど、インフラ施設の適切な維持管理や予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けて老朽化対策が急務となっている。

このため、改正国土強靱化基本法に基づき、近年の様々な災害から得られた貴重な教訓や社会情勢の変化等も踏まえ、デジタルなどの新技術も活用しながら、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を進めていくだけでなく、更なる加速化・深化を図ることが重要である。

また、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」は令和７年度が終期であるが、この間に発生した災害への対応や老朽化の進行に伴う追加対応、さらに近年の物価高に伴う影響もあり、当初の予算規模では不足することが懸念される。

併せて、国が、地方創生 2.0 基本構想において、政策の５本柱の一つに掲げている「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」や「広域リージョン連携」に向け、時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を図る交通ネットワークの強化を推進しなければならない。

さらに、地方創生の実現と国土の均衡ある発展のためには、地域の公共交通網を維持・確保することが重要である。改正地域交通法の下、地域の関係者が連携・協働（共創）の上、地域の公共交通をより利便性が高く、持続可能なものとして「リ・デザイン（再構築）」していくことが必要である。地方では、人口減少の進行等により病院等日常生活に不可欠な施設の統廃合が進み、住民は遠方の施設の利用を余儀なくされており、その意味においても公共交通の重要性が高まる中、運転士不足等に伴うバスの減便等により生じた交通空白地等における高齢者や子ども、妊産婦等の移動手段の確保は喫緊の課題である。

また、地域経済の一翼を担う観光産業は裾野が極めて広く、観光による「稼げる」地域・産業を実現するために、インバウンドをはじめとする旅行需要の確実な取込みが重要となっている。このためには、地方誘客の促進やオーバーツーリズムの未然防止・抑制を図るとともに、観光産業の人手不足解消や生産性向上、さらには公共ライドシェアを用いた観光地の二次交通確保への取組を進めていくことが必要である。

以上を踏まえ、下記項目について強く提言する。

記

１　防災・減災、国土強靱化の推進

近年頻発する自然災害においても、防災・減災、国土強靱化対策の重要性が再確認された。このことから、国土強靱化の取組については、事前の対策により被害が抑えられるとの認識のもと、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、計画的かつ更なる加速化・深化を図るために十分な予算・財源を通常予算とは別枠で当初予算として確保するとともに、第１次国土強靱化実施中期計画の初年度となる令和８年度は、経済情勢等を踏まえて令和７年度補正予算として速やかに措置するなど、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。

また、国土強靱化の取組を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、財政支援や地方財政措置の充実・強化を図ること。

さらに、令和７年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急防災・減災事業債」及び「防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債」については、国土強靱化に資する取組であるため、期限を延長し、対象を拡充すること。

加えて、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、下水道管の点検・調査の頻度及び方法の抜本的見直しを行うとともに、国が主体となって下水道管路の維持管理・更新に関する手法を確立させること。

併せて、国土強靱化に向け、建設業における働き方改革の推進など、インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組を強化するとともに、インフラマネジメントに当たっては、インフラの長期にわたる更新に目途がつくよう、大量に更新時期を迎えるインフラ施設の現状と課題を把握した上で、地方自治体の実情に応じた取組を進めること。特に、ウォーターＰＰＰについては、これらのことについて十分に配慮した上で、推進を図るとともに、ウォーターＰＰＰの導入を下水道管渠改築時の交付要件とすることについて、慎重に検討すること。

２　シームレスな拠点連結型国土の形成に向けたネットワークの整備推進

シームレスな拠点連結型国土の形成を図るため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消や相互に代替機能を発揮する高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワーク化、暫定２車線区間の４車線化、環状道路の整備促進、湾口部・海峡部等を連絡するプロジェクトの推進、リニア中央新幹線や整備新幹線の整備促進・早期開業、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げ及び新たな整備財源の確保、幹線鉄道の地域の実情に応じた高機能化や高速化、代替機能を発揮する鉄道のネットワーク化など、ネットワークの整備を推進すること。

３　地方創生と国土の均衡ある発展に向けた地域公共交通の維持・確保

地域の実情に応じた生活交通の維持・確保、及び持続可能な地域公共交通の実現に向け、深刻化するバス・タクシー運転手や鉄道運転士不足の解消などの取組を着実に推進できるようにするとともに、交通空白の解消に向けて、自動運転などの新たな仕組みや技術も取り入れながら、地域の交通資源等を最大限活用した持続可能で多様な移動手段を継続的に確保できるよう、地方に対し必要かつ十分な支援を行うこと。

公共ライドシェアについては、制度のさらなる周知や運輸局及び運輸支局による積極的な助言を行うとともに、地方公共団体が容易に制度を導入できるよう、車両の購入費用や運転士の人件費、既存事業者に運行を委託する場合における既存事業の運賃と公共ライドシェア料金との差額調整に必要な費用等に対して、国による継続的な財政支援を行うこと。

日本版ライドシェアについては、大阪・関西万博開催中の規制緩和や全国各地の取組状況の検証等も踏まえ、必要な見直しを行うこと。

また、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法制度については、安全性の確保を大前提として、現在の自家用車活用事業等の実施状況、地域の声やタクシー事業者の意見を踏まえ、地域の実情を反映できる制度とし、全国一律の規制緩和は拙速を避けて行うこと。

加えて、国民にとって重要な社会インフラである鉄道については、人口減少や高齢化などの社会環境の変化、現在のＪＲ各社の経営状況、事業構造及び内部補助の考え方等を踏まえ、全国的な鉄道ネットワークのあり方そのものについて、まずは国の責任において議論のうえ早期に方向性を示すこと。また、地域鉄道の安全輸送の確保に加え、利便性向上や利用促進、被災鉄道の早期復旧のため鉄道事業者及び地方に対し更なる支援を行うとともに、災害を契機とした安易な存廃・再構築の議論が行われないよう鉄道事業者を指導すること。

４　持続可能な観光立国の実現

観光立国の実現に向けた政府が掲げる目標「2030 年に訪日外国人旅行者数 6,000 万人・消費額 15 兆円」に加え、日本人の地方部延べ宿泊者数・国内旅行消費額の更なる拡大を目指し、インバウンドを含めた観光客の消費拡大や地方への誘客促進を図るため、伝統的酒造りや温泉文化、神楽など、それぞれの地方が持つ自然や歴史、文化等の資源を活かした魅力ある新たな観光資源・文化資源の発掘・磨き上げの取組や誘客プロモーション、受入環境の整備、オーバーツーリズムの未然防止・抑制について必要な支援を行うこと。

加えて、開催地を中心に大きな経済効果をもたらすＭＩＣＥについて、各地の誘致体制の強化のための支援を行うとともに、各地で開催される国際的な博覧会・スポーツ大会を好機と捉え、地方の魅力的な観光資源・文化資源の効果的な発信や全国各地への誘客に向けた施策を戦略的に講ずること。

併せて、地方空港における新規就航等の実現や航空燃料の安定供給等の受入環境整備、検疫・税関・出入国管理体制等の整備・充実、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡大、双方向の交流拡大に向けたアウトバウンド推進のためのパスポート取得費用の負担軽減などへの支援を行うこと。

また、持続可能な観光地域づくりに向け、観光地・観光産業の再生・高付加価値化を図るための宿泊施設・観光施設の改修や旅行商品の造成、観光ＤＸの推進、観光産業の外国人材活用などによる総合的な人手不足対策や通訳ガイドの充実・強化、令和７年 10 月１日に施行される「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」を踏まえた、ＤＭＯの機能強化への取組に向けた支援を行うこと。

さらに、大規模自然災害における外国人観光客の安全かつ迅速な帰国を支援するための情報伝達手段の機能強化及び普及促進、駐日大使館等の関係機関との協力体制を構築すること。

加えて、令和６年能登半島地震の被災地域における観光の復興を図るため、事業者支援や風評被害対策、適切な情報発信を進めること。